

駒ヶ根市観光高付加価値創造事業補助金交付要綱

〔令和 5年 8月 4日〕
〔告示 第152号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊施設の改修若しくは改築、観光資源のブラッシュアップ若しくは新規開発、情報の発信又は観光に従事する人材の育成若しくは確保により、市内を訪れる観光客の増加及び観光消費額の拡大を図るため、観光関連事業者又は観光団体が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、駒ヶ根市補助金規則(昭和44年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 市内に所在し、宿泊予約を年間を通して受け付けている宿泊施設で、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 指定管理者が管理する宿泊施設
 - イ キャンプ場
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を営んでいる施設
- (2) 観光関連事業者 次号から第5号までに掲げるものをいう。
- (3) 宿泊施設事業者 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けている者又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に規定する住宅宿泊事業を営む者で、宿泊施設を経営している事業者をいう。
- (4) 土産物事業者 市内の小売店のうち、専ら観光客等に対して地場産品等の土産物販売を店舗の売場の面積のおおむね2分の1以上をもって行う事業者又は市内で土産物を製造する事業者
- (5) 観光施設事業者 専ら観光客等の遊戯、鑑賞、運動、体験等のための施設を市内で営業するものをいう。
- (6) 観光団体 市内において、市の観光資源、地場産品等を活用して、販売又は集客事業を行う団体をいう。
- (7) ブラッシュアップ 既存の商品又は観光資源を磨き上げ、さらに良くすることをいう。
- (8) 観光アクティビティ 身体を使った遊びや体験のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 観光関連事業者又は観光団体であること。
 - (2) 補助金の交付を受けた後においても事業を継続する意思があること。
 - (3) 補助金の交付を申請する日において事業に必要な許認可等を取得していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者となるこ

とができない。

- (1) 市税等に未納がある者
- (2) 暴力団員（駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が意思決定に関与している法人
- (4) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。
（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、駒ヶ根市観光高付加価値創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書兼経費内訳書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (4) 別表第2の事業の種類に応じ、同表の交付申請に係る添付書類の欄に掲げる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、審査委員会で審査のうえ、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 審査委員会は、委員長を産業部長とし、委員は市長が別に定める者をもって構成する。
- 3 市長は、補助金の交付の決定又は不交付の決定をしたときは、駒ヶ根市観光高付加価値創造事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更承認の申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、駒ヶ根市観光高付加価値創造事業変更承認申請書（様式第6号）に必要書類を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業が期間内に完了しないとき。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、駒ヶ根市観光高付加価値創造事業変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第8条 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、駒ヶ根市観光高付加価値創造事業中止届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、駒ヶ根市観光高付加価値創造事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

らない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書兼経費内訳書（様式第11号）
- (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (4) 別表第2の事業の種類に応じ、同表の実績報告に係る添付書類の欄に掲げる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、駒ヶ根市観光高付加価値創造事業補助金確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して14日以内に駒ヶ根市観光高付加価値創造事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（駒ヶ根市特産品及び土産品開発補助金交付要綱の廃止）

2 駒ヶ根市特産品及び土産品開発補助金交付要綱（平成2年告示第27号）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

対象事業		対象経費	補助率
種類	内容		
宿泊施設における施設改修	・ 客室への露天風呂の設置工事 ・ 客室へのユニットバス又はトイレの設置工事	宿泊施設の改修若しくは改築に必要な需用費、役務費、委託料、	補助対象経費の10分の1の

<p>又は改築事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設のバリアフリー化工事 ・ 宿泊施設の外壁の塗装工事 ・ 宿泊施設に設置してある看板の更新工事 ・ 宿泊施設におけるWi-Fi環境整備に必要な機器の購入 ・ Wi-Fi環境整備に係る回線設置又は屋内外の配線工事 ・ キャッシュレス決済の導入に必要な機器の購入 ・ 多言語翻訳機器の購入 ・ 宿泊施設内における多言語表記による案内版の作製及び設置工事 ・ 宿泊施設内におけるワーケーションの導入に必要な機器の購入費又は設備工事 ・ エアコンの新規設置工事（市長が別に定める基準を満たす製品に限る。） ・ その他、宿泊施設の機能が向上すると認められるもので、審査委員会が認めたもの 	<p>工事請負費又は備品購入費</p>	<p>額。ただし、10万円を限度とし、1,000円未満の端数は切捨てとする。</p>
<p>土産物又は観光アクティビティ（以下「土産物等」という。）のブラッシュアップ若しくは新規開発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の土産物等のブラッシュアップに必要な経費 ・ 新規に土産物等を開発するのに要する経費 	<p>土産物等のブラッシュアップ若しくは新規開発に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、備品購入費又は原材料費</p>	<p>補助対象経費の10分の1。ただし、20万円を限度とし、1,000円未満の端数は切捨てとする。</p>
<p>誘客のための情報発信事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規にホームページを作成する、又は既存のホームページを改修するのに要する経費 ・ その他観光に関する情報発信に 	<p>情報発信に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費又は広告宣伝費</p>	

	要する経費		
観光に従事する人材育成又は人材確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなし向上のために開催する研修会等に要する経費 ・観光に従事する人材の求人に要する経費 	人材育成若しくは人材確保に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料又は使用料	

備考 国、県、市又は市長が別に定める団体が行う補助金等を受けている場合にあつては、当該補助金の金額を、対象経費の金額から除外するものとする。

別表第2（第5条、第9条関係）

事業の種類	交付申請に係る添付書類	実績報告に係る添付書類
宿泊施設における施設改修又は改築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の改修又は改築に係る図面 ・施工前の状態を撮影した写真 ・宿泊施設の改修又は改築に係る工事見積書 ・決算書（3期分） ・許認可証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の改修又は改築に係る工事契約書の写し ・施工後の状態を撮影した写真
土産物等のブラッシュアップ若しくは新規開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラッシュアップ又は新規開発に係る見積書 ・決算書（3期分） ・定款、規約その他これらに類するもの（観光団体の場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し ・ブラッシュアップ又は新規開発した商品等の写真
誘客のための情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信事業に係る見積書 ・決算書（3期分） ・定款、規約その他これらに類するもの（観光団体の場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し ・成果物の写真
観光に従事する人材育成又は人材確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成又は人材確保事業に係る見積書 ・決算書（3期分） ・定款、規約その他これらに類するもの（観光団体の場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し ・研修会等の状況がわかる写真